

# 登園許可証明書

氏名 \_\_\_\_\_

証明日：平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

下記の疾患で療養中のところ、現在軽快し、感染のおそれはないものと思われますので、登園してよいことを証明します。

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から療養開始

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から登園可

該当疾患に ○	疾患名	登園停止期間の基準 ※以下の基準に基づき、主治医が判断する。
	麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過するまで
	インフルエンザ	発熱した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過するまで
	百日咳	特有な咳が消失するまで又は 7 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘 ・ 帯状疱疹	すべての発疹が痂皮化するまで
	結核	医師によって感染のおそれがないと認められるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	A 群溶連菌感染症	抗生剤内服開始後 2 4 時間以上経過し、発熱、発疹等の諸症状が回復するまで
	流行性角結膜炎	医師によって伝染のおそれがないと認められるまで
	RS ウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態がよくなるまで
	突発性発疹	解熱し機嫌が良く全身状態がよくなるまで
	急性出血性結膜炎	医師によって伝染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	医師によって感染のおそれがないと認められるまで
	ウイルス性肝炎（A 型）	肝機能が正常になるまで
	感染性胃腸炎	嘔吐・下痢症状が軽快し、普段の食事が摂れるようになるまで
	マイコプラズマ感染症	解熱し、咳が軽快するまで
	伝染性紅斑（りんご病）	発疹期には感染力がないため、全身状態のよい者は登園可
	ヘルパンギーナ	全身状態が安定しており、普段の食事が摂れるなら登園可
	手足口病	全身状態が安定しており、普段の食事が摂れるなら登園可
	伝染性膿痂疹（とびひ）	患部を覆えれば登園可 覆えない時は痂皮が脱落するまで
	その他伝染病（ _____ ）	

※ 幼稚園での注意事項

( \_\_\_\_\_ )

医療機関名

医師名

印